



令和6年度物価高騰対策支援給付金

町社会福祉課 (082-1174)

1 調整給付金（定額減税※¹しきれないと見込まれる人への補足給付）

◎**対象者** 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税しきれないと見込まれる人

◎**給付額** 定額減税可能額※²が、令和5年の所得等に基づいて算定した令和6年分所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）を上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額※³

◎**申請方法** 「支給のお知らせ」が届いた人は申請不要。「確認書」が届いた人は、必要事項と口座情報を記入して提出（7月下旬より順次発送予定）

※マイナンバー公金受取口座、以前の給付金の口座登録（本人名義）がある人は手続き不要です。

◎**申請期限** 令和6年10月31日(木)

※1 広報6月1日号2ページ参照。詳しくは国税庁定額減税特設サイトをご覧ください。

※2 納税義務者本人および扶養親族（控除対象配偶者および16歳未満の扶養親族を含む）の数に基づき、算定される金額のこと。

●個人住民税所得割分 = (納税者本人 + 扶養親族の数) × 1万円

●所得税分 = (納税者本人 + 扶養親族の数) × 3万円

※3 【例】家族構成：夫（納税者）が妻と子ども1人を扶養

夫の税額：個人住民税所得割額（減税前） 2万4千円、所得税額（減税額） 6万円

(1)個人住民税所得割分	(2)所得税分	給付額
定額減税可能額 1万円×3人=3万円	定額減税可能額 3万円×3人=9万円	(1)+(2)=3万6千円 →1万円単位に引き上げ
3万円-2万4千円=6千円 (控除しきれない額)	9万円-6万円=3万円 (控除しきれない額)	給付額 4万円



2 令和6年度新たに住民税非課税（住民税均等割のみ課税）となる世帯への給付金

◎**対象世帯** 令和6年6月3日時点で山陽小野田市に住民登録があり、令和6年度において新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯

◎**対象外世帯** 令和5年度物価高騰対策支援給付金【住民税非課税世帯7万円追加給付、住民税均等割のみ課税世帯10万円】を受給された世帯（未申請の世帯や受給辞退された世帯、他市区町村で実施する同等の給付金を受給した世帯も含む）、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯等

◎**給付額** 1世帯あたり10万円（1世帯1回限り）

◎**申請方法** 「支給のお知らせ」が届いた人は申請不要。「確認書」が届いた人は、必要事項と口座情報を記入して提出（7月下旬より順次発送予定）

◎**申請期限** 令和6年10月31日(木)

■子育て世帯支援給付金（2に加算）

◎**対象世帯** 2の給付金の該当となる世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）がいる世帯

※令和6年6月4日以降に生まれた児童についても対象となる場合があります。

◎**給付額** 児童1人あたり5万円（1世帯1回限り）

詳しくは市HPをご覧ください →



1について



2について



給付金関連の詐欺にご注意ください！